６こ第３４９４号
令和７年１月２７日

福島県産婦人科医会長　様

福島県子育て支援課長
（　公　印　省　略　）

産後ケア事業ガイドライン等に関する動画の配信について（依頼）

このことについて、こども家庭庁成育局母子保健課より事務連絡がありましたのでお送りします。

つきましては、会員の皆様に周知をお願いいたします。

なお、本動画のIDとパスワードは、令和６年度のものとなっておりますので、今年度中に御視聴ください。

（事務担当　主任保健技師　沼田　電話０２４－５２１１－８２０５）

事　務　連　絡
令和７年１月 17 日

各 (都道府県 / 市町村 / 特別区) 母子保健主管部（局）御中

こども家庭庁成育局母子保健課

産後ケア事業ガイドライン等に関する動画の配信について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

産後ケア事業ガイドラインの改定については、「「産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン」の改定について」（令和６年 10 月 30 日付こ成母第 642 号こども家庭庁成育局母子保健課長通知）においてお示ししたところです。今般、ガイドライン改定のポイント等について動画を作成いたしました。併せて、妊産婦のメンタルヘルスの基礎についても動画を作成しておりますので、ご活用ください。

都道府県におかれては、管内の市区町村への周知をお願いします。また、市区町村におかれましては、産後ケア事業の委託事業者等、貴所属関係者へ周知していただきますようお願いします。

記

1. 対象者
- 都道府県・市区町村の母子保健担当者
- 自治体の委託を受けている産後ケア事業の事業者等

2. 視聴方法
- 視聴 URL：下記 URL にアクセスした後、「関係者専用ページ」をクリックいただき、ID とパスワードを入力してください。
  https://www.ncchd.go.jp/center/activity/sangocare_kyogikai/partners.html
  （国立成育医療研究センターウェブサイト内・産後ケア事業関係者用ページ）

- ID：sango_renkei
- パスワード：sango_renkei@2024
- ID とパスワードは上記対象者のみへの周知としてください。
- 本 ID とパスワードは令和６年度のものとなりますので、今年度中にご視聴ください。

3. 動画内容

内容	講師
産後ケア事業ガイドラインについて	こども家庭庁成育局母子保健課
妊産婦のメンタルヘルスの基礎	群馬大学大学院保健学研究科 看護学専攻　新井 陽子氏

※動画の配信のみで資料の掲載はございませんのでご了承ください。

【動画視聴に関する問い合わせ先】
国立成育医療研究センター 研究所・政策科学研究部
Mail: seisaku@ncchd.go.jp
※本動画は「成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業」（委託先：国立成育医療研究センター）において作成しております。

産後ケア事業
ガイドラインについて



こども家庭庁成育局母子保健課

産後ケア事業多職種連携協議会（2024年12月作成）

こども家庭庁

産後ケア事業ガイドライン（令和６年10月）

背景

○　産後ケア事業ガイドラインについては、平成29年に策定され、令和２年に改定を行った。その後も事例集の紹介等が行われたほか、実施要綱の改定、通知の発出や調査研究等が実施されてきた。
○　今般、上記を踏まえ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の更なる充実を図るため、ガイドラインの改定を行った。

主な改定内容

1	事業の目的
2	実施主体
3	対象者
4	対象時期
5	実施担当者
6	事業の種類
7	実施の方法
(1)	管理者
(2)	短期入所（ショートステイ）型
(3)	通所（デイサービス）型
(4)	居宅訪問（アウトリーチ）型
(5)	ケアの内容
(6)	産後ケア等サービスに係る利用料
8	安全に関する留意事項
9	留意すべき点
10	実施者に対する研修
11	事業の周知方法
12	事業の評価

最新の法改正や事務連絡・指針等にあわせた改定

都道府県の広域支援の役割を追記
ユニバーサルサービスであることの明確化

○　産後ケアを必要とするすべての母親が対象となるように表現を変更
○　幅広いニーズに沿うための利用促進を図る施策や、きょうだい児がいる場合や、医療的ケア児についての記載を追加　　等

新たに見直しをはかった改定

ケアの内容について記載を追加

○　これまで項目が箇条書きで記載されていたのみであったケアについて、具体的な内容を記載
○　アセスメントに基づくケアプランの作成、利用終了後の振り返りや今後の支援への連携についての記載を追加　　等

安全に関する内容について記載を追加

○　事故防止等に向けた安全対策（児の睡眠中のSIDS予防、児を預かる場合の留意点、緊急時の協力医療機関の選定、重大事案等発生時の対応）について、市町村がマニュアルを作成し、委託事業者と共有・確認することを記載

都道府県による広域支援についての内容や、メンタルヘルスネットワーク構築事業の内容を追加し、都道府県による市町村支援の在り方について記載。

1 都道府県の役割を追記

【改定のポイント】

- 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」の改定（令和５年３月22日閣議決定）や、「産後ケアの更なる推進について」（令和５年６月30日付事務連絡）の内容を踏まえ、**都道府県による広域支援について新たに追記。**
- 産後ケア事業等の支援を通じて把握した産後のメンタルヘルスに対応するための、地域の精神科医療機関等とのネットワークの構築について追記。（令和5年度補正予算により新設された「妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業」）

改定前

2　実施主体

市町村

なお、産後ケア事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

また、単一市町村での実施が困難な場合には、複数の市町村が連携して整備等を行うことにより、各市町村の負担軽減を図ることが考えられる。

新規追加

改定後

2　実施主体

市町村

なお、産後ケア事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

また、単一市町村での実施が困難な場合には、複数の市町村が連携して整備等を行うことにより、各市町村の負担軽減を図ることが考えられる。

都道府県の役割

都道府県は、実施主体である市町村を広域支援することが期待されており、例えば、管内市町村を取りまとめて委託契約を調整することや、委託先と市町村間との報告様式の統一化による事務負担等の軽減も含め、市町村間の広域連携に向けた調整・情報提供等を行うことが望まれる。あわせて、都道府県は産後のメンタルヘルスに係る課題に対応するため、令和５年度の補正予算にて新たに創設された「妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業」等を積極的に活用し、都道府県、市町村及び産婦健康診査・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関等が連携するためのネットワーク体制の構築を図ることが期待される。

対象者については、産後ケア事業がユニバーサルなサービスであることを明確化。
また、①里帰り出産や、②流産・死産を経験された方についても対象となる旨を明記。

2 ユニバーサルなサービスであることの明確化

【改定のポイント】

- 対象者の考え方について、「産後ケアの更なる推進について」（令和５年６月30日付事務連絡）の内容を反映。
- 里帰り出産を行う妊産婦への支援、流産や死産を経験された方については、前回のガイドライン改定以降に発出された事務連絡等を反映。（里帰り：規制改革実施計画（令和５年６月１６日閣議決定）、「里帰り出産をする妊産婦への支援について（依頼）」（令和５年９月14日付事務連絡）、「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について」（令和３年５月31日付子母発0531第３号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知））

改定前

３　対象者

褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児のうち、下記(1）～(4）を基に、市町村の担当者がアセスメントし、利用者を決定する。

利用者の決定に当たっては、仮に母子に同居家族が存在しても、産婦や乳児に対する支援を十分行うことができないことも想定されることに鑑み、同居家族の有無等にかかわらず、子育て世代包括支援センターや産婦健康診査での相談等によって、支援が必要と認められる場合には積極的に事業の利用を勧奨することが望ましい。

また、里帰り出産により住民票がない状態の産婦をはじめ、住民票のない自治体において支援を受ける必要性が高いなどの状況であれば、住民票のない自治体において産後ケアも含めた母子保健事業等での支援を実施していただく必要があると考える。その際は、事前に住民票のある自治体などと当該産婦が現在滞在している自治体間でよく協議し連携すること。

詳述

なお、母親のみの利用を妨げるものではない。

具体化

改定後

３　対象者

母親及び乳児

下記(1)～(4)に対象者の考え方を示す。

なお、こども家庭センターや産婦健康診査での相談等により、アセスメントを踏まえ、支援が必要と認められる場合には、本人の利用希望を待たず、市町村の担当者からも積極的に産後ケア事業の利用を勧奨することが望ましい。

また、以下の場合においても、産後ケアの対象者として対応すること。

①里帰り出産をしている母親

里帰りをしている者であっても、支援を必要としている者がいることから、里帰り先の市町村においても、産後ケア事業を必要とする方を把握した場合や、住所地の市町村から里帰り先の市町村に産後ケア事業の提供依頼があった場合は、産後ケア事業の対象者として対応することが望ましい。その際は、事前に住民票のある市町村と当該母親が現在滞在している市町村間でよく協議し連携すること。

②流産や死産等を経験された方

産後ケア事業は、流産や死産を経験した女性も対象に含まれる。ただし、流産・死産を経験した女性は、乳児と同じ場でのケア等に精神的負荷を感じるという指摘もあるため、産後ケア事業の実施にあたっては、居宅訪問（アウトリーチ）型を活用する等、適切な配慮を行うこと。

対象者の考え方として、産後ケアを必要とするすべての母親等が対象となる旨に記載を変更、医療的ケア児についての記載についても追加。

2 ユニバーサルなサービスであることの明確化

【改定のポイント】
- 産後ケアを必要とするすべての産婦が対象となるよう表現を変更
- 幅広いニーズに沿うための利用促進を図る施策や、きょうだい児がいる場合や医療的ケア児についての記載を追加

改定前		改定後
(1) 母親 ① 産後に心身の不調又は育児不安等がある者 ② その他、特に支援が必要と認められる者	変更	(1) 母親 出産後1年以内であって、産後ケアを必要とする者 なお、初産婦の場合は、初めての育児等に不安を抱えていること等があり、また経産婦の場合は、上のこどもの育児等の負担が大きいこと等があり、いずれもそれぞれに身体的・心理的負担を抱えているため、初産・経産についても問わない。各市町村において、提供されるサービスの内容の説明等を母親等（妊婦に対してあらかじめ説明等を行う場合における、妊婦を含む。）に行い、母親等が事業内容について十分理解した上で利用を希望する場合には、「産後ケアを必要とする者」として支援の対象とする。
なお、初産婦の場合は、初めての育児等に不安を抱えていること等があり、また経産婦の場合は、上の子どもの育児等の負担が大きいこと等があり、いずれもそれぞれに身体的・心理的負担を抱えているため、初産・経産については問わない。また、日常生活や外出に困難を伴う家庭については、子育て世代包括支援センターや母子保健担当部署の職員が、妊娠届出時に加え、新生児訪問などを通じ、直接自宅に訪問する際、産後ケア事業の説明とあわせて、本事業の申請を受け付ける等、その状況に配慮した柔軟な対応を可能とすること。特に、支援の対象となる児が医療的ケア児である場合や、多胎児家庭の場合は配慮すること。	表現修正・追加	また、母子保健担当部署の職員やこども家庭センター等が実施する伴走型相談支援による妊娠届出時や妊娠後期、出産後に実施する面談等の機会も活用しながら、産後ケア事業による支援を必要とする母親等への積極的な周知・案内を行う等、利用促進を図ること。加えて、日常生活や外出に困難を伴う家庭については、新生児訪問等を通じ、直接自宅に訪問する際、産後ケア事業の説明とあわせて、産後ケア事業の申請を受け付ける等、その状況に配慮した柔軟な対応を可能とすること。特に、支援の対象となる児が医療的ケア児である場合や、多胎児家庭、きょうだい児がいる場合は、産後ケア事業の利用申請及び利用に際しては、特段の配慮をすること。
(2) 新生児及び乳児 自宅において養育が可能である者	追加	(2) 乳児 自宅において養育が可能である者 医療的ケア児等、配慮が必要となる児の母親が産後ケアの利用を希望する場合には、母親や児の状況に応じ、例えば、居宅訪問型（アウトリーチ）を活用する等、柔軟な対応を可能とすること。

そのほか、父親への支援についての表現の変更や、きょうだい児がいる場合の利用促進に向けた配慮の必要性についても追記。

2 ユニバーサルなサービスであることの明確化

【改定のポイント】
- **父親への支援については、現代の実態を踏まえた表現に変更**
- **きょうだい児がいる場合の産後ケアの利用促進に向けた配慮について追記**

改定前

(3) その他
地域の保健･医療･福祉･教育機関等の情報から市町村が支援が必要と認める者
　例えば、妊娠・出産を経ない養親や里親については、児童相談所や里親支援機関、民間あっせん機関等による養育支援を受けている場合でも、その状況によっては育児に不安を抱え、支援が必要と認められることも想定されることから、その対象とすることが考えられる。

また、産後ケア事業の基本的な対象は母子であるが、父親についても、その育児参加を促すことは重要であり、そのような父親への支援を行う観点から、本事業に付随して父親への支援を行うことが考えられる。

表現修正･追加

(4) 除外となる者
① 母子のいずれかが感染性疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ等）に罹患している者
② 母親に入院加療の必要がある者
③ 母親に心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある者（ただし、医師により産後ケア事業において対応が可能であると判断された場合にはこの限りではない。）

改定後

(3) その他
地域の保健･医療･福祉･教育機関等の情報から市町村が支援が必要と認める者
　例えば、妊娠・出産を経ない養親や里親については、児童相談所や里親支援機関、民間あっせん機関等による養育支援を受けている場合でも、その状況によっては育児に不安を抱え、支援が必要と認められることも想定されることから、その対象とすることが考えられる。

また、産後ケア事業の基本的な対象は母子であるが、父親と母親が二人で協力しあって育てていくという意識を持つことが重要であり、そのような父親への支援を行う観点から、本事業に付随して父親への支援を行うことが考えられる。加えて、きょうだい児がいる場合には、居宅訪問型（アウトリーチ）による産後ケアの利用や、きょうだい児は一時預かりを利用し、その間、母と乳児が産後ケア施設を利用するといった工夫を行うなどの対応も考えられる。

(4) 除外となる者
① 母子のいずれかが感染性疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ等）に罹患している者
② 母親に入院加療の必要がある者
③ 母親に心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある者（ただし、医師により産後ケア事業において対応が可能であると判断された場合にはこの限りではない。）

ケアの内容については、章立てを追加して、個別の項目ごとの具体的な内容について記載を充実させた。また、ケアプランの作成や終了後の振り返りについての記述も追加した。

1 ケアの内容について記載を追加

【改定のポイント】
- これまで各事業ごとに記載があったケアの内容について、項目立てを追加し、それぞれの項目について具体的な内容を追記
- アセスメントに基づくケアプランの作成、利用終了後の振り返りや今後の支援への連携についての記述を追加

改定後

(5) ケアの内容

産後ケア事業の実施に当たっては、個人のニーズに合わせて①～④のケアを組み合わせ、個別的なケアを行うことが求められる。

ケアの提供に当たっては、事前に母親の状態やニーズのアセスメントを実施（産婦健康診査で実施したアセスメントの内容等を含む）し、その評価に基づいた個別のケアプランを作成することが望ましい。アセスメントについては、身体的な側面だけではなく、母親の精神状態や社会的状況についても把握し、多角的な視点でもって評価することが重要である。なお、ケアプランの作成に当たっては、必要に応じて、母親本人の同意を得た上で市町村と事業者が連携し、必要な情報の共有を行うこと。

また、事業者において、利用者とともに振り返りを行い、母子健康手帳の「産後ケアの記録」欄に必要な記載を行うとともに、効果や今後の支援の在り方を検討することが望ましい。

その他、継続的な支援が必要と判断された母子については、当該母親の同意を得た上で、状況に応じて事業実施報告書だけではなく、例えば電話等で市町村に速やかな報告を行い、産後ケア事業の利用終了後も引き続き、切れ目のない支援の提供につなげること。加えて、市町村と事業者において情報共有や支援の内容等を検討するための会議等を 実施することがより効果的である。

個別のケアの項目ごとの具体的な内容を記載するとともに、関連するガイド等についても記載を追加した。

1 ケアの内容について記載を追加（① 母親への保健指導、栄養指導）

【改定のポイント】
- 保健指導の具体的なポイントについて記載。また、身体的ケアとして産後のマイナートラブル（腰痛や尿失禁等へのケア）への対応等について追記。
- 栄養指導については「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針（令和３年３月）」等を参考とすることを追記。

改定後

母親への保健指導、栄養指導

１）保健指導（母親への身体的ケア）

保健指導とは、対象者が自らの課題に気付き、自らの意思による行動変容によって、課題を改善し産後に安心して自らが健康で子育てができるよう、必要な情報の提示と助言等の支援を行うことである。

具体的には、産後のマイナートラブルへの対応法や、栄養、睡眠、子育てについての不安や困難、授乳、育児の手技等多岐にわたるが、対象者のニーズに合わせた保健指導が望まれる。

例えば、母親への身体的ケアとして、産後の腰痛や尿失禁等へのケア（治療を必要とする場合を除く）については、骨盤底筋体操の指導や、日常生活動作における身体の使い方の指導、正しい姿勢の保持、腹圧をかけない日常生活動作の指導（腰に負担のかからない児の抱き方や、授乳の姿勢、沐浴の方法等）等が考えられる。

２）栄養指導

栄養指導として、特に、授乳中には、エネルギー及びたんぱく質、 ビタミンＡ、ビタミンB_1、ビタミンB_2、ナイアシン、ビタミンB_6、ビタミンB_{12}、葉酸等を妊娠前よりも多く摂取することが推奨されている。

付加量を十分に摂取できるように、バランスよく、しっかり食事をとることや、十分な水分摂取が母乳分泌には大切であること等、「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針（令和３年３月）」等を参考にすること。

個別のケアの項目ごとの具体的な内容を記載するとともに、関連するガイド等についても記載を追加した。

1 ケアの内容について記載を追加（②母親の心理的ケア）

【改定のポイント】
- 母親同士の交流等によるピアサポートの効果について追記。
- 精神状況を把握するための視点、参考となる資料等について記載。

改定後

通所型、短期入所型においては、母親同士の交流等によるピアサポートの効果が期待される。

また、母親への心理的ケアにおいては、精神状態を把握するため、スクリーニングツールとあわせて、食欲や疲労の有無、睡眠がとれているか、周囲のサポート状況、児への接し方等を支援者が確認し、アセスメントを行う必要がある。母親の中には精神的不調があっても、自ら助けを求めない場合があり、産後の精神状態を把握するためのスクリーニングツールについても、自ら点数を操作する場合もあることに留意すること。特に、産後ケア事業による支援を通じて周囲のサポートが得られない状況にあることを把握した場合、事業者は、早めに市町村へ連絡をし、地域の子育て支援サービスを利用できるよう支援すること。

その他、精神科医療機関等との連携が必要と判断された場合は、本人の同意を得た上で、速やかに市町村に情報共有を行い、市町村において切れ目のない支援を提供できるよう、都道府県とも相談しながら、対応について検討することが求められる。

心理的ケアについては、「妊産婦メンタルヘルスケアマニュアル」(令和２年度厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業（健やか次世代育成総合研究事業）公益社団法人産婦人科医会)も参照のこと。

個別のケアの項目ごとの具体的な内容を記載するとともに、関連するガイド等についても記載を追加した。

1 ケアの内容について記載を追加（③適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む））

【改定のポイント】
- 母乳や育児用ミルクといった乳汁の種類にかかわらず、育児に自信をもたせることを基本とする。
- 授乳の支援については、「授乳・離乳の支援ガイド（2019年3月）」等について参照することを記載。

改定後

授乳の支援に当たっては、母乳や育児用ミルクといった乳汁の種類にかかわらず、母子の健康の維持とともに、健やかな母子・親子関係の形成を促し、育児に自信をもたせることを基本とする。

発育の程度は個人差があるため、母乳が不足しているかどうかについては、児の状態、個性や体質、母親の状態や家庭環境等を考慮に入れたうえで、総合的に判断する必要がある。授乳の開始後、母親等は授乳量が足りているか、授乳方法が適切であるかといった不安をもつ場合がある。児の発育を評価する上で体重は重要な指標の一つであるが、児の発育は、出生体重や出生週数、栄養方法、児の状態によって変わってくるため、乳幼児身体発育曲線を用い、これまでの発育経過を踏まえるとともに、授乳回数や授乳量、排尿排便の回数や機嫌等の児の状況に応じた支援を行うことが重要である。

その他、早産児の場合、母乳は特に重要であるため、必要に応じて、母親が行う搾乳の支援等も行うことが考えられる。

授乳の支援については、「授乳・離乳の支援ガイド（2019年３月）」も参照のこと。

個別のケアの項目ごとの具体的な内容を記載するとともに、関連するガイド等についても記載を追加した。

1 ケアの内容について記載を追加（④育児の手技についての具体的な指導及び相談 ）

【改定のポイント】
- 児の発達段階に応じた情報提供及び支援を行うことや、月齢によっては、保育士等による指導も想定されることを記載。
- 父親・パートナーも含めた家族支援の場としても効果的。

改定後

児の抱き方やオムツ交換、沐浴、寝かしつけ等、母親のニーズを踏まえつつ、児の月齢、発達段階に応じた情報提供及び支援を行うこと。月齢によっては、児の遊ばせ方や接し方等、保育士等による指導も想定される。
また、父親・パートナーも一緒に育児手技について指導を受けることで、父親・パートナーとどのように子育てをしていくかを話し合う、家族支援の場としても効果的である。

安全に関する内容については章を新設し、事業者・市町村が配慮すべき項目や事前に備えるべき内容について記述した。

2 安全に関する内容について記載を追加（「安全に関する留意事項」として章を新設）

【改定のポイント】
- 事故防止等に向けた安全対策について、章を新設し、具体的に配慮すべき事項について記載
- 事業者・市町村が事前に準備すべき項目についても記載

改定後

産後ケア事業の実施に当たっては、母子への安全面（窒息や転倒・転落等）について十分な配慮が求められる。市町村並びに事業者は以下の点に留意すること。

特に、以下(1)～(4)の項目については、市町村において、 マニュアルを策定し、市町村と事業者双方において、内容の確認・共有をすること。

(1) 事故防止及び安全対策

リスクの高い場面（児の睡眠中や、寝返りやつかまり立ちができる月齢の対応をする場合等）で留意すべき点を明確にすること。特に、児の睡眠中は、乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）予防の観点から、仰向けに寝かせることが重要である。窒息事故防止のためにベビーベッド等に寝かせ柵を常に上げておくこと、敷布団・マットレス・枕は固めのものを使うこと、ぬいぐるみ等口や鼻を覆ったり、首に巻き付くものは置かない等、マニュアルにより気をつけるべき点を明確にすること。

また、重大事故の発生防止のため、事業者においてはヒヤリ・ハット事例の収集及び、必要に応じて委託元の市町村と要因の分析を行い、必要な対策を講じ、マニュアルに反映した上で、職員間の共有を図ること。

安全に関する内容については章を新設し、事業者・市町村が配慮すべき項目や事前に備えるべき内容について記述した。

2 安全に関する内容について記載を追加（「安全に関する留意事項」として章を新設）

【改定のポイント】
- 事故防止等に向けた安全対策について、章を新設し、具体的に配慮すべき事項について記載
- 事業者・市町村が事前に準備すべき項目についても記載

改定後

(2) 児を預かる場合の留意点

　ケアの中で、一時的に児を預かる場面が発生することも想定される。
この場合、短時間であっても児のみの状況とならないよう留意するとともに、児の顔がみえる仰向けに寝かせ、定期的に目視等で呼吸状態を観察すること。
　また、別室にて児の預かりを行う場合の人員については、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の母親や児のケアを行う者との複数体制とすることが望ましい。特に、短期入所型の場合、勤務交代による申し送り等や夜間の人員配置の関係で児の預かりができない時間帯がある場合は、あらかじめ利用者に周知しその時間は預からない等の対応も考えられる。
　なお、乳児用体動センサーについては、異常を早期発見しえた症例報告があるが、急変の早期発見に資するエビデンスを示したものはないことに留意の上、定期的に目視での確認も行うこと。

安全に関する内容については章を新設し、事業者・市町村が配慮すべき項目や事前に備えるべき内容について記述した。

2 安全に関する内容について記載を追加（「安全に関する留意事項」として章を新設）

【改定のポイント】
- 事故防止等に向けた安全対策について、章を新設し、具体的に配慮すべき事項について記載
- 事業者・市町村が事前に準備すべき項目についても記載

改定後

(3) 緊急時の対応体制

利用者の急変等、緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や保健医療面での助言が随時受けられるよう相談できる医師をあらかじめ選定すること。
また、利用者の急変等に備えて、救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先及びフロー図の作成をすること。さらに、ケアに従事する職員については、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講することが望ましい。
また、「応急手当方法」として、心肺蘇生法の実施訓練、AEDの設置もしくは最寄りのAED設置場所の把握等は事前に準備をしておくこと。
その他、災害発生時の対応体制や、感染症への対応等についても、日頃から備えをしておくこと。

令和5年1月の事務連絡に沿って、重大事案発生時の報告様式についての記載も追加した。

2 安全に関する内容について記載を追加（「安全に関する留意事項」として章を新設）

【改定のポイント】

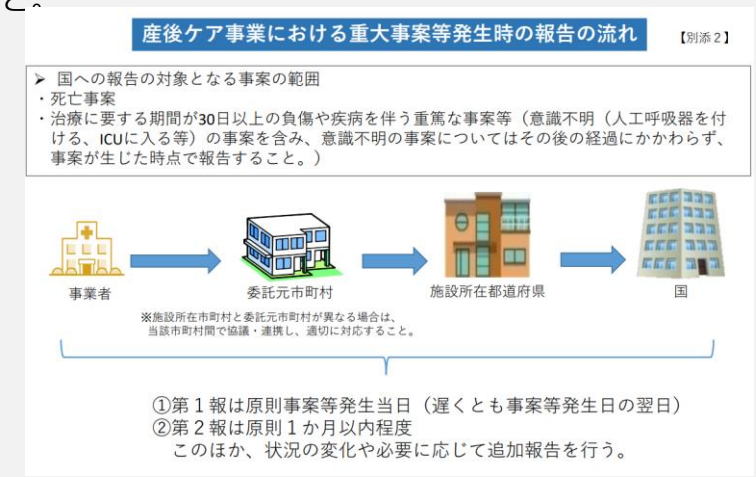
- 「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について（依頼）」（令和５年１月19日付事務連絡）に基づく重大事案発生時の報告についての記載を追加

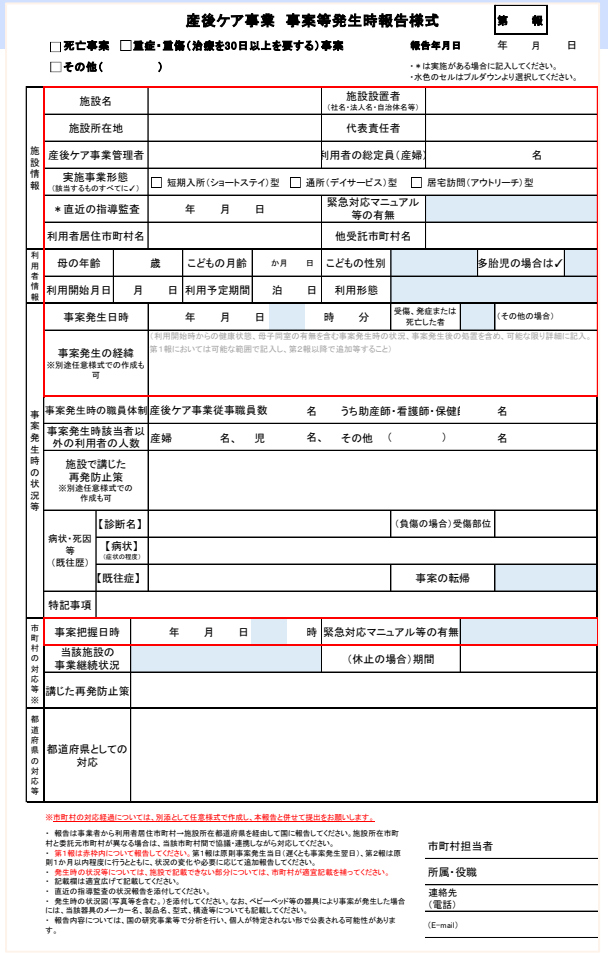
改定後

(4) 重大事案等発生時の対応

死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大事案等が発生した場合は、速やかに委託元の市町村を通じて国に報告すること。また、重大事案等が発生した場合の対応について、事案発生直後の対応、関係者（委託元の市町村、事故にあった母子の家族等）への連絡、産後ケア事業の継続（事故にあった母子以外の対応）、事故状況の記録、要因が明らかである場合の対応等について、あらかじめ市町村と事業者において、取り決めをしておくこと。

市町村は、上記の事案発生の要因分析や再発防止のための検証を行い、再発防止策を検討すること。





産後ケア事業ガイドライン掲載場所

こども家庭庁

ホーム　こども向けホームページ　相談窓口　子育て中の皆さんへ　Global Site　検索　メニュー

ホーム > 政策 > 母子保健・不妊症・不育症など > 母子保健の主な動き（通知・事務連絡等） > 母子保健の主な動き（通知・事務連絡等）2024年

母子保健の主な動き（通知・事務連絡等）2024年

母子保健の2024年の主な動き（通知・事務連絡等）を掲載しています。

2024年10月

2024年10月30日

- 【通知】「産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン」の改定について（PDF／115KB）
  【別添】産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン（PDF／833KB）
  【参考資料】産後ケア事業ガイドラインの改定の概要（PDF／507KB）

ご清聴ありがとうございました。

こどもまんなか

こども家庭庁